随意契約理由書

1	業	務	名	ETC車載器購入助成キャンペーン2024阪神高速 事務局運営等業務
2	業	者	名	阪神高速サービス株式会社
3.	随意	契約理	由	

本業務は、ETC専用化を進めていく中、さらなるETC普及促進のために阪神高速単独で実施する「阪神高速(大阪・兵庫エリア)ETC車載器購入助成キャンペーン2024」において、大阪府・兵庫県内にかかるETC車載器取扱事業者との各種調整や事業者やお客さまからの問い合わせ対応、またキャンペーンの広報などを行う業務である。

業務を円滑かつ効率的に実施するためには、ETC車載器取り付け時のセットアップ情報の取扱いに精通した上で、お客さま情報など機微な情報の管理が行えるとともに、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速サービス株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社が従前から実施してきたETCの普及促進及び利用促進キャンペーン等の業務を多数実施し、ETC車載器セットアップ情報取扱いやお客さま情報などの管理方法も熟知し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。

以上

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。